

2022年（令和4年）2月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関すること
に係る個人情報を目的外に提供することについて（答申）

2022年（令和4年）1月24日付けで諮問（第1115号）された国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに係る個人情報を目的外に提供することについて、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

鎌倉区検察庁検察官副検事から刑事訴訟法第507条の規定に基づき、裁判執行のため、保険年金課で保有する国民健康保険の被保険者情報の提供について照会がなされた。刑事訴訟法第507条の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、鎌倉区検察庁検察官副検事に国民健康保険の被保険者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

(ア) 氏名，生年月日，住所

(イ) 国民健康保険加入の有無

(ウ) 2021年（令和3年）4月以降の国民健康保険使用年月，使用医療機関，医療機関の所在地，医療機関区分

なお，本籍については，保険年金課では把握していない。

また、照会書の照会事項の提供の必要性を鎌倉区検察庁検察官副検事に確認し、保険の使用日については、提供する必要はないものと判断した。

イ 目的外に提供する相手方

鎌倉区検察庁検察官副検事

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第507条

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第507条の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第507条の規定は、検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる、としており、検察官副検事に対して報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した鎌倉区検察庁検察官副検事によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、調査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

本件照会の具体的な必要性について、鎌倉区検察庁検察官副検事に問い合わせたところ、次のように述べている。

交通違反の裁判があり、既に判決は出ているが刑の執行前に行方不明となった。刑を執行するため居所を確認したい。藤沢市に住民登録をしているため、国民健康保険の状況を確認し、健康保険の利用履歴がある場合、その医療機関に照会し、行方を捜していく。また、併せて健康状態の確認も行う。

なお、当該裁判の事件番号、判決日及び裁判所名を確認している。照会に期間を設けている点については、古い情報は不要と判断したため年度の照会としたと確認している。

本件の目的外に提供する個人情報は、国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

なお、個人情報を提供する際には、条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講じるよう伝えるものとする。

また、個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しているため、本人通知を行うものとする。

(3) 添付書類

ア 裁判執行関係事項照会書

イ 裁判執行関係事項照会書について（回答）（案）

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断をするものである。

本件照会は、正当な請求権を有した鎌倉区検察庁検察官副検事によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性について、鎌倉区検察庁検察官副検事に問い合わせたところ、次のように述べている。

交通違反の裁判があり、既に判決は出ているが刑の執行前に行方不明となった。刑を執行するため、居所を確認したい。藤沢市に住民登録をしているため、国民健康保険の状況を確認し、健康保険の利用履歴がある場合、その医療機関に照会し、行方を捜していく。また、併せて健康状態の確認も行う。

なお、実施機関では、当該裁判の事件番号、判決日及び裁判所名を確認している。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

以 上